

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	八千代区 (下三原集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	21.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	17.9 ha
② 田の面積	18.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.6 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の耕作者は26名であり、他集落から2名(うち1名は認定農業者)が耕作にきている。そのうち50代以下は3名である。遊休農地の割合は全体の22%であるが、中山間地域であるため、山手の側の傾斜地から遊休農地化が進行している現状である。今後、高齢化が進んで遊休農地の更なる増加が懸念されることが課題となっている。

認定農業者は他集落からの耕作者も含めて2名おり、農会の主な作物は水稻(うるち・加工用米・酒造好適米)で、休耕田活用として、ラベンダー団体も活動している。井堰の老朽化も問題であり円滑な水利を得るのに人手を加えなければいけないことが課題となっている。離農者がますます増えていく中において、農地の放棄田化の阻止、そしていかに新規就農者を確保し育成するかを地域住民の考えも交えて、よく検討していく必要がある。

【基礎データ】
 ・農家軒数 26軒 うち認定農業者1名
 ・主な作物 水稻(うるち米、加工用米、酒造好適米)、ラベンダー、露地野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在行っている獣害対策の取り組みである集落全周の金網柵、それに伴う地域住民たちによる見回りローテーション体制を継続して行っていく農作業の効率化・安定化を図る。JA委託の堆肥散布による有機農業、土づくりへの取り組みを継続的に行い良質米の生産向上を図る。また側条施肥装置を活用した肥料の効率的なコストダウンへの取り組みを継続していく。更に農作業の省力化を図るため、ラジコン草刈機等によるスマート農業の導入を図る。

地域住民への声掛けも含め、畑の野菜の栽培を継続して奨励していき、若年層にも積極的に声掛けをしていき、栽培ノウハウの習得に繋がるような環境を整えていく。農耕への関心、就農意識が増すよう努力していく。

また放棄田防止の観点から中間管理機構・農地バンクの活用も視野に入れて、地権者の意向をよく聞きながら段階的に担い手への農地の集積・集約化が進むよう検討していく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	38.5 %	将来の目標とする集積率	48.6 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・現状集積が進んでいるが、農地所有者の理解を得て農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や担い手への農地集約を進める。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
・新規の貸借は農地中間管理機構に貸付、担い手の経営意向を斟酌し段階的に集約化を進める。			
(3) 基盤整備事業への取組			
・多面的機能支払交付金の活用により、用水路の整備を引き続き行う。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
・町やJAと連携し、地域内外からの多様な経営体を募集し集落内の若年層にも働きかけ、後継者育成を図る。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
・JA委託による植付・刈取りのオペレーター作業を引き続き行う。また、育苗センターの利用やドローン防除、堆肥散布事業の活用も引き続き行う。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①多面的機能支払交付金を活用し、獣害防止金網柵の点検と早期補修を引き続き行っていく。
- ②水稻を中心に環境保全型農業の取り組みを継続する。
- ③ドローン防除・ラジコン草刈機などによるスマート農業を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、用水路の整備を引き続き行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	6.8 ha	- ha	水稻	8.8 ha	- ha	1	
認農	B	水稻、黒大豆	1.9 ha	- ha	水稻、黒大豆	2.1 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	1.0 ha	- ha	3	
利用者	D	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	1.0 ha	- ha	4	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	5経営体		10.3 ha	0.0 ha		12.9 ha	0.0 ha		

注1: 「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2: 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	防除、植付・刈取りオペレーター、堆肥散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。